

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号/民間開放	要望事項(事項名)	具体的要望内容	制度的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)		
5039	5039002			z01001	内閣官房、外務省		外国人の待遇に関しては、各省庁がそれぞれの施策を実施しているところであり、外務省において、関係行政機関との連絡調整をしている。外国人労働者問題については、各省庁がそれぞれの施策を実施しているところであり、内閣官房において、定期的に外国人労働者問題関係省庁連絡会議を開催しているほか、外国人の在留情報の把握と在留管理の問題については、「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」において検討しているところである。			「小さくて効率的な政府」の実現に向けた行政改革が進められている中で、新たな組織を設置することは困難であるが、外国人に関するそれぞれの施策については、「制度の現状」のとおり、関係省庁の取組や関係省庁連絡会議の開催により対応しているところである。		要望者からの以下の再意見を踏まえ、措置の分類、措置の概要(対応策)について再検討いただきたい。 「行政改革の趣旨は、無駄を省(中)でやるべきことを行う」という考えだと思いが、今後もFTAやEPAの締結により外国人労働者の国内受け入れがますます増加すると政府自身が予測している中で、外国人政策を一元的に担当する組織は重要になると考えられる。スクラップ&ビルドの中で新組織として立ち上げる必要性について考えがないのかお教えいただきたい。 また、「小さくて効率的な政府」の実現に向けた行政改革が進められているとあるが、現実問題として外国人に対する課題解決については、効率的であるとは言いがたい。また、「外国人に関するそれぞれの施策については、「制度の現状」のとおり、関係省庁の取組や関係省庁連絡会議の開催により対応しているところとあるが、各省庁の具体的な取組の現状が見えにくく、また依然として省庁間での温度差を感じざるを得ない。 今回の規制改革要望に対しても、個別回答の感がぬくえず、我が国における日本人の現状や課題を総合的に捉えているとは思えない。	外国人業住都市会議 産長 四日市市長 井上哲夫	2	A	外国人に関する総合的な政策推進のための組織の設置		将来的には、外国人に関する政策を一元的に担当する組織(例えば「外国人庁、あるいは「多文化共生庁」)が必要となるが予想されるが、当面の措置として、外国人の受け入れに関する政策と在留外国人に関する政策を総合的に企画立案し総合調整する部署(例えば「総合的外国人政策推進室、あるいは「多文化共生推進室」)を内閣官房又は内閣府に設置すること。		【規制の現状】内閣官房の「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」は、各省庁の施策の調整を行うもの、国としての総合的な外国人政策を企画立案する機能を有しない。内閣官房「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」は、犯罪対策関係会議の下に設けられ、外国人の在留に関する情報を正確に把握し、総合的に管理する仕組みを構築することの特定の目的のために設置されているもの、国としての総合的な外国人政策を企画立案する機能を有しない。さらに、内閣府「規制改革・民間開放推進会議事務局」は、外国人政策に関する要望を受理し、各省庁に資料の提出を求めなどの権限を有するもの、総合的な外国人政策を企画立案する機能を有しない。 【要望理由】平成17年11月に外国人業住都市会議が提出した規制改革要望の整理において、外国人に関する総合的な政策推進体制の整備のための措置を要望したが、現時点では、政府の理解を得られていない。また、同時に提出した規制改革要望に対して、各省庁から回答があったものの、政府全体として整合性のある回答はなっていない。しかし、近年、国、都道府県及び市区町村が一体として外国人政策に取り組む必要性はますます高まってきており、その実施のためには、各省庁が縦割りで施策を推進する現在の体制を改める必要がある。このため、内閣官房又は内閣府に、外国人政策を総合的に企画立案し、省庁間の連絡調整を行うのに必要な権限を有する組織を、できる限り速やかに設置すべきである。	内閣法、規制改革民間開放推進会議、外国人労働者問題関係省庁連絡会議、関係省庁申合せ、外国人の在留管理に関するワーキングチームの設置について(関係省庁申合せ)	内閣官房、内閣府	
5057	5057090			z01002	内閣官房、警察庁、法務省、厚生労働省、国土交通省		テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)・旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第22号)第4条の2・旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について(平成17年2月9日付け健康第0209001号厚生労働省健康局長通知)・旅館業法			外国人宿泊者に係る旅券の写しの保存の措置については、「テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)」を踏まえ、外国人宿泊者に係る宿泊者名簿の記載事項の正確性を担保することによって関係行政機関による外国人テロリストに関する正確かつ迅速な情報収集や追跡調査等に支障を来さないようにすることを目的として措置したものであり、テロに対する国民の安全等を確保するための施策の一つとして、その必要性が高いことから、これを廃止することは困難である。		要望者からの以下の再意見を踏まえ、措置の分類、措置の内容、措置の概要(対応策)につき再検討願いたい。 「本要望の趣旨は、全ての外国人旅行者の旅券写しの取得・保存の廃止を求めるところではない。外国人団体ツアーの場合であれば、国籍や旅券番号等を記載したリストを旅館・ホテルが旅行会社から入手することで、宿泊者名簿の記載事項の正確性を担保して関係行政機関による外国人テロリストに関する正確かつ迅速な情報収集や追跡調査等に支障を来さないため、旅券の写しの取得・保存を省略できるようにすべきである。」	(社)日本経済団体連合会	90	A	旅館・ホテルにおける外国人宿泊者の旅券写しの取得・保存の見直し(新規)	外国人宿泊者に係る旅券の写しの取得・保存を省略できるようにすべきである。		当該措置の趣旨は十分に理解できるが、その目的は、旅館・ホテルが外国人宿泊者に旅券の写しを求め、宿泊者名簿記載事項の内容と照合することで十分達成し得る。この運用を見直すことにより、外国人宿泊者及び旅館・ホテル双方の負担の軽減を図り、外国人宿泊者のより円滑な受け入れを推進すべきである。特に、旅券のコードをもとに、外国人宿泊者が預託できない場所(事務室等のパソコンで旅券を一時的に預らざるを得ない場合があり、外国人宿泊者が不安や不信が表明されるといった事態が生じていることに留意されたい。また、外国人団体ツアー客の場合、旅行会社を通じて事前あるいはチェックイン時に国籍及び旅券番号を記載した「ツアー客リスト」が提供されるため、旅券の写しのみで国籍・旅券番号を確認できる。にも拘らず、個人について旅券のコードを照らし合わせる必要が生じている。クレームが発生する事態も少なからず生じている。運用の改善により外国人旅行者に対する扱いは、いずれは、ビジット・システム/IC・キヤンペーンをはじめとする観光立国の推進に資するものと考えられる。	テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)・旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第22号)第4条の2・旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について(平成17年2月9日厚生労働省健康局長通知)・旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行に関する留意事項について(平成17年2月9日厚生労働省健康局長通知)	厚生労働省健康局長通知		
5057	5057139			z01003	全省庁		民法第466条第2項		d	契約当事者が反対の意思表示をした場合には債権譲渡を行うことができない。(民法第466条第2項)		-	(社)日本経済団体連合会	139	A	国・地方公共団体向け金銭債権の証券化に係る譲渡禁止特約の解除	各省庁・地方公共団体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール、譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする。事前承認手続を大幅に簡素化する。債権譲渡に対する取扱いを統一するを策定し、売買契約・譲渡契約に反映すべきである。地方公共団体についても同様の統一の取組が望ましい。		資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が阻害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省庁・地方公共団体が共通ルールで着実に取り組むことが求められる。		国・地方公共団体		
5057	5057194			z01004	内閣官房、警察庁、法務省		出入国管理及び難民認定第2条の2、別表第一	制度の所管は法務省である。	-	-	外国人の在留に関する情報を正確に把握し、総合的に管理する仕組みの構築については、「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」において検討を行っており、在留外国人の入国後のチェック体制の強化についても、平成18年度に結論を得ることとされている。		(社)日本経済団体連合会	194	A	「高度人材」に対する在留期間の長期化	わが国経済社会の様々な分野で活躍する(あるいは活躍が期待されている)「高度人材」の受け入れをより一層促進するため、わが国の手続的かつ安定的に就労することを望む「高度人材」にとって障害要因となっている最長3年の在留期間について、例えば在留資格「人文知識・国際業務」、「技術」、「投資・経営」等、総じて専門性が高くない滞在者も少ない分野の外国人労働者を含む在留外国人のチェック体制の強化に関する議論・検討に先行させ、在留期間を5年に伸張すべきである。	出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第一	法務省入国管理局				
																					出入国管理及び難民認定法及び難民認定法第2条の2、別表第一 山内閣府及び難民認定法では、現在、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画(2005年3月29日策定)」では、専門的・技術的分野の外国人の在留期間を決定する上では、安定的に我が国で活動しやすい政策を構築する必要性が指摘されているとして、「在留期間を伸張して不法就労等の問題を発生させない仕組みを構築すること」を前提に、高度人材の在留期間の伸張を図っている。また、併せて高度人材に含まれない専門的・技術的分野の在留資格者や、身分又は地位に基づき(在留資格者)などの在留外国人については、就労状態、居住状態、社会保障の加入状況、子供の就学状況等を総合的に把握・管理する仕組みを検討し、在留期間の伸張も含め、引き続き2006年度中に結論を得るために検討すべきである。 また、2006年3月31日に閣議決定された規制改革・民間開放推進3か年計画(再決定)においても、高度人材の移入に資する在留期間の見直しについて、「(中略)高度人材については、外国人の勤務先に一定の条件を設けるなどの措置を講じた上で、(*)在留期間の上昇を5年程度に引き上げる措置を講ずることについて検討し、2006年度中に結論を得るべきである。」		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)		
5066	5066004			z01005	全省庁	民法第466条第2項	契約当事者が反対の意思表示をした場合には債権譲渡を行うことができない。(民法第466条第2項)	d		平成17年1月から、債権譲渡対象を特定目的会社等に拡大している。		-	社団法人リース事業協会	4	A	国・地方自治体向け金融債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一的かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		各省庁及び地方自治体ごとに対応が異なり、引き続き、統一的かつ早急な対応が求められる。		全省庁、地方自治体			
5083	5083004			z01006	全省庁		内閣官房は審議会を設置していない。	-	-	-		-	特定非営利活動法人子どもに優しい環境も推進協議会	4	A	政府省庁の審議会は原則的に公開(傍聴可能)とすべき	例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会や中央社会保険医療協議会など)は公開(傍聴可能)で、事前にホームページで広報されている。しかし、例えば財務省の財政制度等審議会(たばこ事業等文科会、税制調査会など)は、財務省のホームページの通関予定には掲載されているが、非公開となっている。これら審議会等は、公開(傍聴可能)とすべきである。	政策決定のための審議会の審議を国民が傍聴することにより、審議の透明性が高まり、かつ国民も情報を速やかに知ることにより、早期の情報入手と対応が可能になる。	政府省庁の審議会の資料が後日(1~2週間後)そのホームページで公開され、1~数か月後には議事録が公開されているようであるが、国民が審議情報の詳細を知るには余りにタイムラグがあり過ぎる。	マスメディアにのみ公開したり、会後、審議会長が記者発表や会見をする場合もあるが、あわせて公開(傍聴可能)を制度化すべきである。	動きが早くなっている政策決定や実施にあたって、国民の知る権利を保障し、合意形成を進めるためには、これは不可欠な制度である。		全省庁	